

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

町の区域の設定に伴い、規定を整理するため、名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、次のとおり提出します。

令和6年9月2日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

記

1 改正理由・内容

町の区域の設定に伴い、名古屋市立千音寺小学校及び名古屋市立赤星小学校の位置の表示を変更します。

改正前	改正後
名古屋市中川区富田町大字千音寺字三ノ坪4666番地	名古屋市中川区千音寺四丁目 147 番地
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西五反田1560番地	名古屋市中川区赤星三丁目 302 番地

2 施行期日

規則で定める日から施行します。

3 条例案

別紙のとおり

（令和6年9月2日提出 総務部総務課）



令和 6 年第 号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「	名古屋市立千音寺小学校	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三ノ坪4666番地	を
	名古屋市立赤星小学校	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西五反田1560番地	
」			
「	名古屋市立千音寺小学校	名古屋市中川区千音寺四丁目 147 番地	に
	名古屋市立赤星小学校	名古屋市中川区赤星三丁目 302 番地	
」			

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、町の区域の設定に伴い、規定を整理する必要がある
による。